

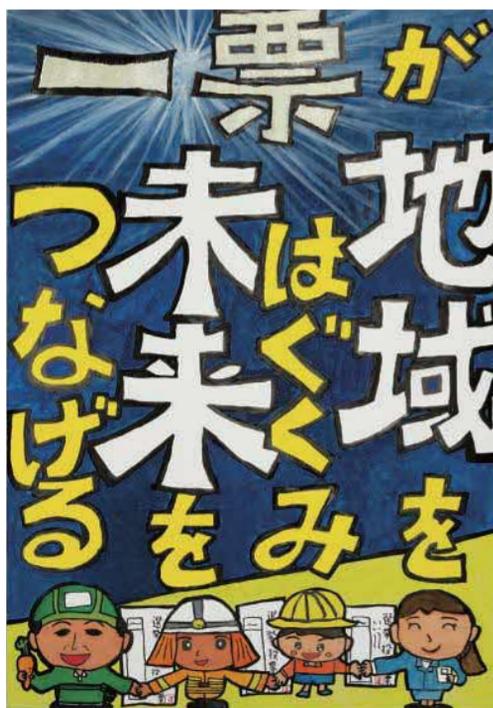
Shinagawa City
品川区

掲載記事は6月12日時点の情報です。

●本紙に記載の電話番号は、市外局番(03)を省略しています。



品川区ホームページ

発行/品川区 編集/戦略広報課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(戦略広報課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>投票日 **7月7日(日)** 投票時間
午前**7時**～午後**8時**

東京都知事選挙 東京都議会議員補欠選挙

投票日当日は、「投票所入場整理券」に記載されている投票所へお越しください。

◀5年度品川区明るい選挙啓発ポスターコンクール
選挙管理委員会委員長賞
(小学校の部 戸越小学校6年生)

投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や外出などで投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票できます。投票の際は、**ご自分の「投票所入場整理券」をお持ちください**。期日前投票はどの期日前投票所でもできます。

期日前投票所・期日前投票期間

●東京都知事選挙と東京都議会議員補欠選挙の期日前投票期間は異なります。
2つの選挙を同時に投票できるのは、**6月29日(土)以降**となりますのでご注意ください。

期日前投票所	期日前投票期間		投票時間
	都知事選挙	都知事選挙・都議会議員補欠選挙	
品川区役所 (第二庁舎6階261会議室)	6月21日(金)～7月6日(土)	6月29日(土)～7月6日(土)	午前8時30分～午後8時
地域センター (13カ所)		6月30日(日)～7月6日(土)	

※地域センターでは、通常業務時間外は期日前投票の受け付けのみ行います。住民票の写しの発行などの業務は行いませんのでご注意ください。

※アトレ大井町の期日前投票所は開設しません。

期日前投票の注意

あらかじめ「投票所入場整理券」裏面の「宣誓書(兼請求書)」をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。「投票所入場整理券」をお持ちでない場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できます。

期日前投票所の混雑状況

7月5日(金)夕方から7月6日(土)は、どの期日前投票所も混雑が予想されます。できるだけ他の日程をご利用ください。

期日前投票所の移転

「大井第三地域センター」は6年2月26日に移転しました。期日前投票所も移転先の新所在地に開設します。
新所在地：西大井2-10-3

品川区で投票できる方・できない方

次の全てにあてはまる方は

○品川区で投票できます

- 日本国籍で、平成18年7月8日以前に生まれた
- 令和6年3月19日以前に品川区に転入の届け出をした
- 投票する日まで引き続き品川区内に住んでいる

次のいずれかにあてはまる方は

×品川区で投票できません

- 平成18年7月9日以後に生まれた
- 令和6年3月28日以後に品川区に転入の届け出をした
- 東京都外へ転出した
※「投票所入場整理券」が届いても、投票する日までに東京都外へ転出した方は投票できません。

	転入*1	転出*1	
		都内へ	都外へ
2月20日以前	6月21日から品川区で投票できます (都議会議員補欠選挙は6月29日から投票できます)	品川区では投票できません	投票できません (転出前であれば投票できます)
2月21日～3月19日		品川区では投票できません (転入届出日によっては品川区で投票できます)*2	
3月20日～27日	6月27日から品川区で投票できます (都議会議員補欠選挙は6月29日から投票できます)	6月21日から品川区で投票できます (都議会議員補欠選挙は6月29日から投票できます)*3*4	
3月28日以後	品川区では投票できません		
品川区内で転居	6月1日以前に転居の届け出をした方 転居先の住所の投票所で投票できます	6月2日以後に転居の届け出をした方 転居前の住所の投票所で投票できます	

- *1 「転入」は役所に届け出た日、「転出」は品川区から異動した日です。
- *2 詳しくは転出先の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- *3 都議会議員補欠選挙が同時に行われる区市(江東区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市)へ3月20日～27日の間に転出した方は転出先で投票できます。詳しくは転出先の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- *4 引き続き都内に住所を有している旨の証明書(運転免許証、マイナンバーカード、住民票(選挙用)など)を提示いただくとスムーズにご案内できます。

投票所入場整理券

●世帯ごとに封書で郵送します

封筒には世帯全員分の「投票所入場整理券」が1人1枚ずつ同封されています。投票の際は、ご自分の整理券をお持ちのうえ、整理券に記載されている投票所へお越しください。なお、整理券をお持ちでない場合でも、上記の「品川区で投票できます」にあてはまる方は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。



【送付用封筒】



【投票所入場整理券】

不在者投票

●滞在先で行う不在者投票

投票日当日に仕事や出産などで品川区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。なお、滞在先で行う不在者投票は①品川区への請求書の提出、②滞在先への投票用紙の発送、③品川区への投票用紙の返送の手順を踏むため、日数がかかります。請求はお早めをお願いします。

※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は区ホームページからダウンロードできます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請ができます



●病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。

※対象施設は区ホームページで確認できます。

品川区ホームページ

トップページ・メニュー>区政情報>選挙・成人>選挙>令和6年7月7日東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙>病院や老人ホーム等の施設での不在者投票



●郵便などによる不在者投票 ※投票用紙の請求<7月3日(水)必着>

郵便などによる不在者投票ができる方

<表1>にあてはまる方は、郵便や信書便などで不在者投票ができます(投票用紙は本人が記入)。投票にはあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

●証明書の取得を希望する方

証明書交付申請書と障害者手帳(原本)などの提出が必要です。

●取得した証明書を紛失した方・証明書の有効期限が過ぎた方

再度、発行の手続きが必要です。詳しくは、品川区選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理記載が認められる方

<表1>・<表2>ともにあてはまる方が認められます。あらかじめ品川区選挙管理委員会に届け出た代理記載人(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

<表1>

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

<表2>

	障害名	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症～第2項症

どなたでも投票しやすい環境をめざしています

投票支援カードをご利用いただけます

投票所で支援が必要な方向けに「投票支援カード」を用意しています。あらかじめ投票支援カードに記入しておき、投票所の係員に提示していただくと、必要な支援を受けることができます。

「投票支援カード」は区ホームページからダウンロードできます。

品川区ホームページ

トップページ・メニュー>区政情報>選挙・成人>選挙>令和6年7月7日東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙>高齢者や障害のある方のために

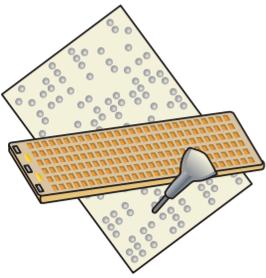


その他の支援

- **スロープを設置**…スロープを設置して投票所の段差をなくしています。
- **車いす・拡大鏡・老眼鏡を用意**
- **高さの低い記載台を設置**…車いすの方や体の不自由な方のために低い記載台を設置しています。
- **コミュニケーションボードを用意**…言葉や耳が不自由な方のために、指をさすだけで投票に関するやりとりができるコミュニケーションボードを用意しています。また、文字を書いてやりとりできるホワイトボードも用意しています。
- **投票所への移動支援**…介護が必要な方や障害のある方は、投票所への移動に関して支援が受けられる場合があります。

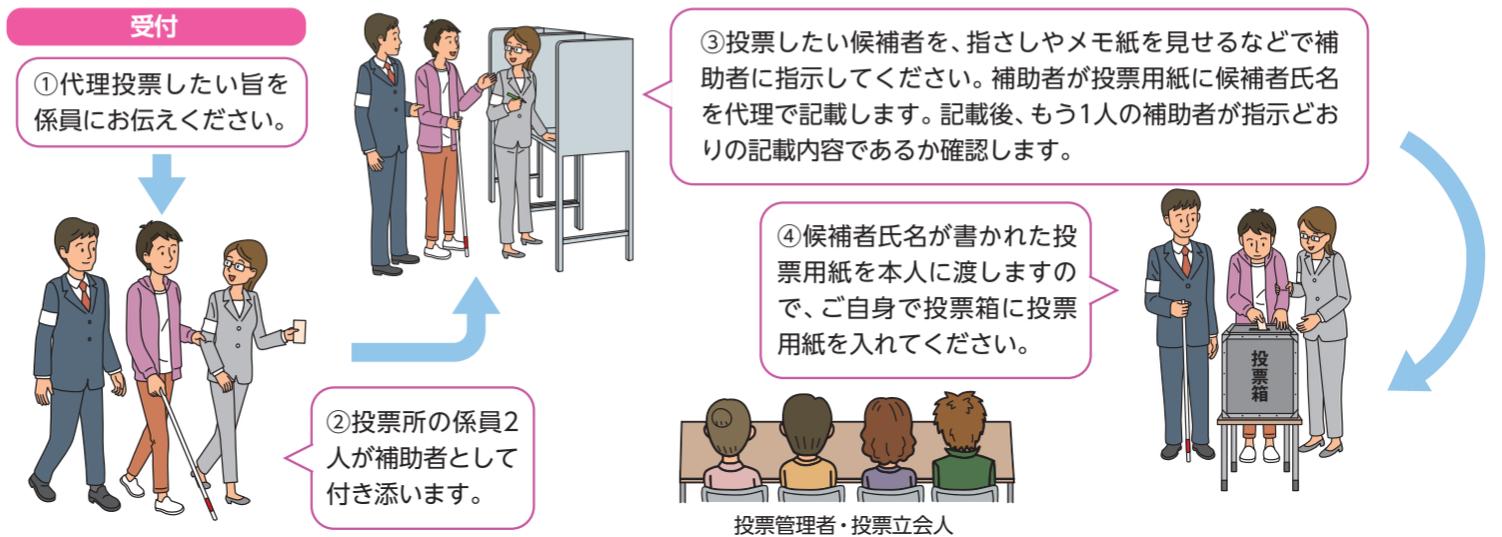
点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできます。



代理投票

障害があるなどの理由で投票用紙への記入が困難な方は、「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。



投票の方法

投票の順序と方法

①東京都知事選挙

白色の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。



②東京都議会議員補欠選挙

オレンジ色の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

※投票用紙は別々に交付します。

投票用紙に記入する際の注意点

- 投票用紙には、候補者1人の氏名をはっきりとお書きください。
- 投票所の記載台には、候補者の氏名が掲示されています。記入する前にお確かめください。
- 書き間違えたときは2本線で消して、横に候補者氏名を書き直してください。
- 候補者1人の氏名以外に他のことを記入すると無効になる場合があります。

無効になる例

候補者の氏名以外に、文言や符号などを記入すると無効になります。

甲@
山@
乙@
男@

1枚に2人以上の候補者の氏名を記入すると無効になります。

乙 甲
山 山
丙 乙
吉 男

投票所での注意事項

投票所における次の行為は他の方の投票の妨げになる場合がありますので、ご遠慮ください。

- 選挙人以外の人と一緒に入ること ※18歳未満のお子さんは可。
- ペットを連れて入ること ※盲導犬などの補助犬は可。
- スマートフォンなどを利用した通話や、他の選挙人が映り込む撮影
- 特定の候補者氏名などを他の選挙人に示すこと

候補者をよく知って投票していただくために

選挙公報をご覧ください

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を各世帯に配布します

東京都知事選挙の公報は6月29日(土)頃までに、東京都議会議員補欠選挙の公報は7月5日(金)頃までに各世帯に直接お届けします。届かない場合は、品川区選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、地域センターや文化センター、図書館などの区施設にも配置しますのでご利用ください。区ホームページ(トップページ・メニュー>区政情報>選挙・成人>選挙>令和6年7月7日東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙>立候補者・選挙公報について)にも掲載します。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものを用意します

希望する方は、品川区選挙管理委員会にご連絡ください。

区ホームページ
はこちらから



公営ポスター掲示場の設置

公営ポスター掲示場を、区内348カ所に設置します。候補者は、ポスター掲示場以外の場所にポスターを貼ることはできません。

あなたの投票所はこちらです

※住所は50音順です。

Table with 10 columns: 住所, 丁目, 番地, 投票所. It lists voting locations for various districts including 荏原, 大井, 大崎, 勝島, 上大崎, 北品川, 小山, 小山台, 戸越, 中延, 西大井, 西五反田, 西品川, 西中延, 旗の台, 東大井, 東五反田, 東五反田, 東品川, 東中延, 東八潮, 平塚, 広町, 二葉, 南大井, 南品川, 八潮, and 豊町.

東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙の情報をお知らせします

品川区ホームページ
トップページ・メニュー>区政情報>選挙・成人>選挙>令和6年7月7日東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙



こちらからもアクセスできます

投票所を変更します(第27投票所)

投票所 荏原平塚学園 (平塚3-16-26)

荏原特別養護老人ホーム(旧投票所)の改修工事に伴い、投票所を荏原平塚学園に変更します。

対象地域 荏原2・3・4丁目



問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局(☎5742-6845 Fax5742-6894)